

委員の再公募の実施について

1. 理由

当協議会の委員については、八戸市保健所条例第3条第3項の規定により公募に応じた者の中からも委嘱することとされており、現在公募による委員1名を委嘱しているが、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱では、公募委員の構成比率10%以上を目標としていることから、追加で1名を再公募するものである。

2. 募集人員

1名

3. 任期

委嘱の日から令和5年7月25日まで

4. 今後の予定

4月中旬	広報はちのへ令和4年5月号（4月20日発行）に委員公募実施の記事掲載
	委員公募の周知（各公民館及び各市民サービスセンター等へチラシ設置、市のホームページ等へ記事掲載）
4月20日～5月18日	委員公募
5月下旬	選考及び選考結果通知
8月上旬	令和4年度第1回八戸市地域保健医療対策協議会（委嘱状交付）

【参考】八戸市保健所条例

（地域保健医療対策協議会）

第3条 地域保健法第11条の規定に基づき、運営協議会を置く。

2 前項の運営協議会の名称は、八戸市地域保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

3 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- （1）保健医療関係者
- （2）学識経験者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）公募に応じた者

4 前項の委員の定数は、25人以内とする。

5 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。